

相続税の申告書(続)

第1表(続)(平成24年4月分以降用)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人										財産を取得した人												
氏名		印										印												
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)										年 月 日 (年齢 歳)												
住所 (電話番号)		〒 (- -)										〒 (- -)												
被相続人との続柄	職業																							
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与										相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与												
※ 整理番号																								
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①											円											円
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②																						
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③																						
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④																						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤																						
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥																						
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額																							
	相続税の総額	⑦																						
	一般の場合	あん分割合(各人の⑥) ⑧											円											円
		算出税額(⑦×各人の⑧) ⑨																						
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	算出税額(第3表⑬) ⑩																						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑪											円											円	
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑫																						
	配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	⑬																						
	未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑭																						
	障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)	⑮																						
	相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)	⑯																						
	外国税額控除額(第8表1⑧)	⑰																						
	計	⑱																						
	差引税額(⑨+⑰-⑱)又は(⑩+⑰-⑱)(赤字のときは0)	⑲																						
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑧)	⑳																							
小計(⑲-㉑)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑																							
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉒																							
株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)	㉓																							
山林納税猶予税額(第8の3表2⑧)	㉔																							
申告納税額(㉑-㉒-㉓-㉔)	㉕																							
申告期限までに納付すべき税額	㉖																							
還付される税額		△											△											

(注) ㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉑欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの㉑欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。